

熊本県保育教諭確保のための
幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金交付要項

(趣旨)

- 第1条 知事は、子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭を確保し、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、熊本県内に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に定める認定こども園（以下「認定こども園」という。）及び認定こども園への移行を予定している施設（熊本市に所在する施設を除く）（以下「県所管認定こども園等」という。）の設置者に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した、幼稚園教諭を養成する大学やその他の施設の受講料等、当該施設が雇用している保育士等が幼稚園教諭免許状を更新するために要した免許状更新講習の受講料等（以下「受講料等」という。）、及び当該施設が雇用している幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有しない者が保育士資格を取得するために、児童福祉法第18条の6に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を受講する場合の幼稚園教諭の代替に伴う雇上費（以下「代替幼稚園教諭雇上費」という。）の一部について、予算の範囲内において事業に要する経費の一部を補助することとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。
- 2 知事は、前項と同じ趣旨に基づき、熊本県内の熊本市内に所在する認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設（以下「熊本市所管幼保連携型認定こども園等」とする。）の受講料等及び代替幼稚園教諭雇上費の一部を補助する熊本市に対し、予算の範囲内において事業に要する経費の一部を補助することとし、その交付については、規則に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の交付の対象経費及び補助基準額は次表のとおりとする。

	対象経費	補助金額
受講料等	別紙1に定める要件を満たす者の幼稚園教諭免許状取得のための養成施設受講に要した入学料・受講料（面接授業、教科書代及び教材費を含む。）及び別紙2に定める要件を満たす者の幼稚園教諭免許状更新のための免許状更新講習に要した受講料及び教材費等。	1人につき対象経費から寄附その他の収入を控除した実支出額の2分の1とし、100,000円を上限とする。
代替幼稚園教諭雇上費	厚生労働省所管の保育対策支援事業費交付金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象となる幼稚園教諭の代替として雇い上げた幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）の雇上費	1日当たり7,220円

(交付額の算定方法)

- 第3条 第1条第1項については、第2条の表により算出された額の範囲内を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- 2 第1条第2項については、第2条の表により算出された額に2分の1を乗じて得た額の範囲内を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 本事業を実施する県所管認定こども園等の設置者における規則第3条第2項の添付書類は次の各号のとおりとする。
- (1) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書
＜養成施設受講料等補助事業＞（別記第2号様式-1）
 - (2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書
＜更新講習受講料等補助事業＞（別記第2号様式-2）
 - (3) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書
＜代替幼稚園教諭雇上費補助事業＞（別記第3号様式-1）
 - (4) 補助金所要額内訳表（別記第4号様式-1）
 - (5) 収支予算書（別記第5号様式）
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 3 本事業を実施する熊本市における規則第3条第2項の添付書類は次の各号のとおりとする。
- (1) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書＜養成施設受講料等補助事業＞（別記第2号様式-3）
 - (2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書＜更新講習受講料等補助事業＞（別記第2号様式-4）
 - (3) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書＜代替幼稚園教諭雇上費補助事業＞（別記第3号様式-2）
 - (4) 各施設から提出された事業計画書（写し）
 - (5) 補助金所要額内訳表（別記第4号様式-2）
 - (6) 収支予算書（別記第5号様式）
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 4 第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の交付の条件)

- 第5条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部の負担を受け、又は補助を受けている場合は補助の対象としないこととする。

(交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げの期間)

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、事前に変更申請書(別記第7号様式)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、事業目的を変えない軽微な変更の場合はこの限りではない。

2 本事業を実施する県所管認定こども園等の設置者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援変更事業実施計画書
＜養成施設受講料等補助事業＞(別記第2号様式-1)
- (2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業変更実施計画書
＜更新講習受講料等補助事業＞(別記第2号様式-2)
- (3) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援変更事業実施計画書
＜代替幼稚園教諭雇上費補助事業＞(別記第3号様式-1)
- (4) 補助金所要額内訳表(別記第4号様式-1)
- (5) 収支予算書(別記第5号様式)
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 本事業を実施する指定都市は、1項の申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援変更事業実施計画書
＜養成施設受講料等補助事業＞(別記第2号様式-3)
- (2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援変更事業実施計画書
＜更新講習受講料等補助事業＞(別記第2号様式-4)
- (3) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援変更事業実施計画書
＜代替幼稚園教諭雇上費補助事業＞(別記第3号様式-2)
- (4) 各施設から提出された事業計画書(写し)
- (5) 補助金所要額内訳表(別記第4号様式-2)
- (6) 収支予算書(別記第5号様式)
- (7) その他知事が必要と認める書類

4 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助金変更決定通知は、変更交付決定通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告書の様式は、別記第9号様式とし、これに次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月28日までに提出するものとする。

2 本事業を実施する県所管幼保連携型認定こども園等の設置者における規則第13条の添付書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書<養成施設受講料等補助事業> (別記第10号様式-1)
- (2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書<更新講習受講料等補助事業> (別記第10号様式-2)
- (3) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書<代替幼稚園教諭雇上費補助事業> (別記第11号様式-1)
- (4) 補助金実績額内訳表 (別記第4号様式-1)
- (5) 収支決算書 (別記第12号様式)
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 本事業を実施する指定都市における規則第13条の添付書類は次の各号のとおりとし、その様式は当該各号に定めるものとする。

- (1) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書<養成施設受講料等補助事業> (別記第10号様式-3)
- (2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書<更新講習受講料等補助事業> (別記第10号様式-4)
- (3) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書<代替幼稚園教諭雇上費補助事業> (別記第11号様式-2)
- (4) 各施設から提出された完了報告書 (写し)
- (5) 補助金実績額内訳表 (別記第4号様式-2)
- (6) 収支決算書 (別記第12号様式)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第14号様式によるものとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成30年11月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要項は、令和元年（2019年）12月2日から施行し、平成31年（2019年）4月1日から適用する。

附則

この要項は、令和2年（2020年）9月18日から施行し、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

附則

この要項は、令和3年（2021年）3月31日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

附則

この要項は、令和4年（2022年）9月30日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。

(別紙1)

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金
養成施設受講料補助事業の補助対象経費について

以下に定める要件を全て満たす者の養成施設受講に要した養成施設受講料等を補助対象経費とする。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園あるいは認定こども園への移行を予定している施設に勤務している者であること。
- (2) 保育士資格を有し、保育士登録をされている者であって、幼稚園免許状を有しない者であること。
- (3) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「認定こども園法等関係整備法」という。）により改正された教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第19項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度（以下「特例制度」という）の対象要件を満たす者であること。
- (4) 当該年度の4月1日から2月28日までの間に、養成施設において幼稚園免許状の授与に必要な科目の受講を開始して必要科目を全て修得し、科目の修得後、上記の教育職員免許法附則第19項により幼稚園教諭免許状を取得して、対象施設への勤務が決定し、その後1年以上勤務する見込みの者であること。
なお、次の①～③のいずれか早い日を受講開始の日とする。
 - ①養成施設に入学した日
 - ②養成施設からの受講許可を得て科目の受講等を開始した日
 - ③養成施設に受講を申し込んだ日（受講申込み時点で入学料等を養成施設に支払う場合）ただし、熊本市の対象施設で昨年度中に養成施設の受講を開始し、昨年度中に熊本市へ事業計画を提出している者については、当該年度に限り対象に含める。
- (5) 雇用保険制度の教育訓練給付等、養成施設受講料等補助事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けていない者であること。
- (6) 受講料は、原則として勤務する施設が負担すること。

対象経費の算定にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 対象経費は、養成施設に対して支払われ、領収書又は受講料等を支払ったことが確認できる書類（以下「領収書等」という。）が発行される次の経費とする。
 - ア 入学料又は登録料（受講の開始に際し、養成施設に納付するもの）
 - イ 受講料（授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））
 - ウ アとイの消費税

- (2) 対象経費とならないものは次の経費とする。
- ア その他の検定試験の受講料
 - イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - ウ 補講費
 - エ 養成施設が定める修業年限を超えて就学した場合に必要となる費用
 - オ 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - カ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
 - キ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の機材等の購入費等
 - ク (1)に掲げる経費の支払いに係る手数料等
- (3) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。
- (4) 支給申請時点において養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象としない。
- (5) 領収書等には、次の事項が記載されていなければならない。
- ア 養成施設の名称
 - イ 支払者名
 - ウ 領収額又は支払額
 - エ 領収額又は支払額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
 - オ 領収日又は支払日
- (6) 県へ実績報告をする際は、領収書等の写しを提出すること。

(別紙2)

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金
更新講習受講料補助事業の補助対象経費について

以下に定める要件を全て満たす者の更新講習受講に要した更新講習受講料等を補助対象経費とする。

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園あるいは認定こども園への移行を予定している施設に勤務している者で（i）、（ii）のいずれかを満たす者であること。

(i) 幼保連携型認定こども園に勤務している者で以下に該当する者

- ・保育教諭であって幼稚園教諭免許状（休眠状態を含む。この項において同じ）及び保育士資格を有している者
- ・保育教諭であって幼稚園教諭免許状を有し、保育士資格の取得を予定している者
- ・保育教諭以外の者で幼稚園教諭免許状を有し更新講習を受講する資格を有している者

(ii) 幼保連携型認定型認定こども園以外の対象施設に保育士として勤務している者

(2) 当該年度の4月1日から2月28日までの間に、更新講習を実施する施設（以下「更新講習施設」という。）において幼稚園教諭免許状更新に必要な科目の受講を開始して必要科目を全て修得し、科目の修得後、幼稚園教諭免許状を更新して、対象施設への勤務が決定し、その後1年以上勤務する見込みの者であること。

なお、次の①～②のいずれか早い日を受講開始の日とする。

①更新講習の受講等を開始した日

②受講申込み時点で受講料等を更新講習施設に支払う場合には受講申込日

ただし、熊本市内の対象施設で昨年度中に更新講習施設の受講を開始し、昨年度中に熊本市へ事業計画を提出している者については、当該年度に限り対象に含める。

また、幼稚園教諭免許状の更新については、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が施行され、令和4年7月1日時点で有効な教員免許状には有効期限のない免許状となったことに伴い、（i）、（ii）のいずれかに該当する場合は、本実施要領においては幼稚園教諭免許状の更新がなされたものとみなす。

(i) 有効期限の満了の日が令和4年6月30日以前の幼稚園教諭免許状について、再授与申請手続きを行い、交付金の交付年度内に幼稚園教諭免許状が授与された場合

(ii) 有効期限の満了の日が令和4年7月1日以降の幼稚園教諭免許状について、令和4年6月30日までに更新ができなかった場合

(3) 受講料は、原則として勤務する施設が負担すること。

対象経費の算定にあたっては、次の事項に留意すること。

(1) 対象経費は、更新講習施設に対して支払う受講料（授業料、教科書代及び教材費

- (受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。)) 及び上記経費の消費税とする。
- (2) 対象経費とならないものは次の経費とする。
- ア その他の検定試験の受講料
 - イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - ウ 補講費
 - エ 将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
 - オ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の機材等の購入費等
 - カ (1)に掲げる経費の支払いに係る手数料等
- (3) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。
- (4) 支給申請時点で更新講習施設に対して未納となっている受講料は対象とならないこと。
- (5) 領収書又は受講料等を支払ったことが確認できる書類(以下「領収書等」という。)には、次の事項が記載されていなければならない。
- ア 更新講習施設の名称
 - イ 支払者名
 - ウ 領収額又は支払額
 - エ 領収額又は支払額の内訳(入学料と受講料のそれぞれの額)
 - オ 領収日又は支払日
- (6) 県へ実績報告をする際は、領収書等の写しを提出すること。